

サンライフ秋田 2 階研修室スライディングウォール交換修繕仕様書

1 業務の目的

本業務は、サンライフ秋田の研修室の有効利用を図るため、開閉に支障が生じているスライディングウォールを交換するものである。

2 履行場所

秋田市中高年齢勤労者福祉センター（サンライフ秋田） 2 階研修室
秋田市八橋南一丁目 8 番 7 号

3 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日まで

一般の利用があることから、施工にあたっては、作業時間等について施設の管理者である一般財団法人勤労者福祉振興協会と協議すること。

4 対象設備

スライディングウォール（既存天井の撤去・復旧作業を含む）

5 修繕概要

- ・ 2 階研修室のスライディングウォール（移動間仕切）の更新・調整
- ・ スライディングウォールの更新に伴う既存設備の撤去、処分
- ・ 天井レールの交換のために必要な天井の修繕

6 試験等

動作時の異音、走行時の荷重、パネル表面剤の緩み等がないことを確認すること

7 安全管理

- (1) 修繕実施の際は、常に細心の注意を払い、関係法令を遵守し、作業員等の安全を図るものとする。また、事故が発生した場合は、速やかに担当者に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。
- (2) 業務中は、適正な所要人員を配置し、作業場所の整理整頓および保安に努めること。
- (3) 修繕範囲外の機器および工作物に近接して作業する場合は、あらかじめ保安上必要な措置又は養生を行い、緊急時の応急処置および対応等について事前協議を行うこと。
- (4) 受注者は、作業が周囲にいる職員および作業者に危険を及ぼすおそれがある場合は、危害又は損害を与えないように万全な安全措置を講ずるとともに、監視人を配置して安全確保に努めること。

8 現場管理

- (1) 受注者は、当該設備の機能保全と安全確保のため、専門知識を有する技

術者および業務に必要な有資格者を派遣し、当該作業に従事させるものとする。

- (2) 修繕の実施に当たって、労働安全衛生法および関係法令を遵守するものとする。
- (3) 施工の際は、十分に養生し、注意を払うこと。
- (4) 本修繕業務に伴い、危険物を使用する場合は、事前に市担当者の承諾を得た上で、関係法令を遵守して使用すること。
- (5) 本修繕業務の作業日および作業時間は、平日の午前8時30分から午後5時までを原則とし、発注者の業務遂行に支障があるとき、又は工程の都合上やむなく午後5時を過ぎての施工が必要なときは、市担当者との協議の上、許可を得て、他の時間帯に行うものとする。
- (6) 受注者は、修繕関連の物品等について、修繕終了まで保管責任を負うものとする。

10 負担

- (1) 業務上必要な器具、工具、測定器、消耗品等は、全て受注者の負担とする。

なお、設計図書において記載のある場合は、この限りでない。

- (2) 作業中に損害が生じた場合は、以下のとおりとする。

ア 目的物の引渡し前に、目的物又は材料について生じた損害その他の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち秋田市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、秋田市が負担する。

イ 施工について第三者等に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち秋田市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、秋田市が負担する。

11 事前調査

受注者は修繕の実施に先立ち、必要に応じて現地の状況、関連設備その他について綿密な調査を行い、十分実情を把握の上、着手すること。

12 業務の完了

- (1) 受注者は、修繕が完了したときは、速やかに修繕完了報告書に、完成写真を添えて提出すること。
- (2) 市担当者は、修繕が終了したときは、速やかに現場確認を行い、完了を認めた場合は、指定する検査員へ検査依頼すること。

13 疑義

修繕実施に当たって疑義が生じた場合は、市担当者との協議し、その指示に従うものとする。